

とよた農産物輸出推進事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市農産物ブランド化推進協議会（以下「協議会」という）が実施するとよた農産物輸出推進事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 豊田で生産された農産物の内豊田市農産物ブランド化推進協議会が定めるブランド農産物16品目又はそれらを原料とした加工品の輸出に取り組む市内事業者。

(交付対象経費等)

第3条 交付対象経費は、輸出に係る費用のうち以下の経費とする。

- (1) 現地人件費（マネキン、通訳等）
- (2) 輸出に関連する商談会・販売会・展示会への参加費
- (3) サンプル費
- (4) 輸出先向けパッケージ・資料作成費
- (5) 残留農薬検査実施費
- (6) 輸出のために取得・更新したい資格や認証にかかる費用の内、申請費、検査費、取得・更新に必要な研修費
- (7) インバウンド向けの広告媒体整備費
- (8) その他豊田市農産物ブランド化推進協議会長（以下「協議会長」という）が認めるもの

2 交付額は対象経費の2分の1とし、上限額を1事業あたり15万円とする。

3 他の団体の助成を受けている、または受ける予定のある経費については、その分を差し引いた額の2分の1を交付額とする。

(交付の申請)

第4条 交付対象者は、助成金の交付を申請するに際し、とよた農産物輸出推進事業助成金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、事業が完了した日（事業の実施日又は交付対象経費を支払った日のいずれか遅い日）から起算して30日以内又は当該年度末日のいずれか早い期日までに、協議会長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書兼事業実績書（様式第2号）
- (2) 事業の様子又は成果物が確認できるもの（写真など）
- (3) 申請する対象経費の内訳がわかる領収書等の写し又は原本
- (4) その他協議会長が必要と認める書類

2 協議会長は、前項の交付申請を先着順に受け付けるものとし、申請額の合計が当該年度の予算の範囲を超えるときは、受け付けを停止するものとする。

(交付申請の制限)

第5条 交付対象者は、同一年度内において、2回以上の交付申請をすることはできないものとする

(交付の決定及び通知)

第6条 協議会長は、第4条第1項の規定による交付の申請があった際は、その内容を審査し、適正と認められる場合は予算の範囲内において助成金の交付を決定し、とよた農産物輸出推進事業助成金交付決定通知書兼確定通知書(様式第3号)により交付対象者へ通知するものとする。

(交付の除外要件)

第7条 前条の規定にかかわらず、協議会長は、第4条第1項の規定により助成金の交付の申請をした者が次のいずれかに該当する場合は交付の決定を行わないことができる。

- (1) 法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(交付申請の取下げ)

第8条 第6条の通知を受けた交付対象者は、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から15日以内に交付申請を取り下げることができる。

- 2 交付申請の取下げがあったときは、当該交付申請に係る助成金の交付の決定はなかつたものとみなす。

(助成金の交付)

第9条 第6条の通知を受けた交付対象者が助成金の交付を受けようとするときは、速やかに請求書を協議会長に提出しなければならない。

- 2 協議会長は、前項の請求書が提出されたときは、遅滞なく助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し又は助成金の返還)

第10条 協議会長は、当該事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した助成金の一部若しくは全部を返還させなければならない。

- (1) この要綱又は助成金の交付決定に付した条件若しくは協議会長の指示に違反したとき。
- (2) 助成金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 助成金の運用又は助成金の執行方法が不相当と認められるとき。
- (4) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は助成金の交付に関し不正な行為があったとき。
- (5) 第7条の各号のいずれかに該当するとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附則 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。